

11月の市税ごよみ

20日 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の督促の発送

12月1日 国民健康保険税第5期分の納期限

※督促状1通につき1000円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

消費税の申告と納税届出書の提出をお忘れなく

■消費税の課税事業者

平成18年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者は、平成20年分消費税の課税事業者となり、平成19年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者は、平成21年分消費税の課税事業者となります。

■届出書の提出

新たに消費税の課税事業者となる方は「消費税課税事業者届出書」を速やかに所轄の税務署に提出してください。

平成21年から簡易課税制度を選択される場合は「消費税

簡易課税制度選択届出書」を12月31日(木)までに提出する必要がある。

■問合せ 伊予西条税務署 個人課税部門  
TEL 0897-5613292

※国税庁のホームページでは税に関する各種情報などを提供しています。  
URL <http://www.nta.go.jp>

国税電子申告・納税システムをご利用ください

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、①所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税の申告②全税目の納税③申請・届出など、国税に関する各種手続きがインターネットなどを通じて行うことができます。

特に、源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月納付など、利用回数が多い手続きには大変便利です。e-Taxの開届届出手続きは、インターネットを利用して行えます。

■問合せ

○e-Taxヘルプデスク  
TEL 0570-015901  
○e-Taxホームページ  
URL <http://www.e-tax.nta.go.jp>

年末調整説明会

源泉徴収事務担当の方は、税務署が事前に送付している資料を持って、年末調整説明会にご出席ください。

■開催日 11月12日(水)

■場所

総合文化会館小ホール

■対象者・開催時間

○法人の源泉徴収義務者  
10時～12時  
○支店、官公庁、個人の源泉徴収義務者  
13時30分～15時30分

■問合せ 伊予西条税務署

TEL 0897-5613290

酒税に関するご相談は前もって巡回日時を確認を

酒税に関するご相談については、松山税務署の酒類指導官(酒税担当者)が、毎月、愛媛県下の税務署を巡回してお受けしています。

伊予西条税務署での相談を希望される方は、前もって松山税務署に酒類指導官の巡回日時を確認してからお越しください。

■問合せ 松山税務署

TEL 089-94119121

テレビのデジタル化工事を装った詐欺にご注意を!

2011年7月から地上デジタル放送(地デジ)に完全移行するのを前に、テレビの地デジ対応機器の購入やアンテナ工事の代金の支払いを求めたり、助成金を受け取るための費用を請求したりする詐欺が発生しています。疑わしい工事の勧誘を受け

た場合、身に覚えのない工事代金の請求を受けた場合は、すぐに支払わず、次の相談窓口へご相談ください。

■相談窓口

○市庁舎本館市民相談課  
市民活動支援係  
TEL 0897-521463

○各総合支所総務課  
総務調整係

○愛媛県消費生活センター  
TEL 089-92513700

下水道何でもクエスチョン?

Q: どうやって下水道をつくってきたの?

A: 市内の下水道施設には、古くから下水道事業に取り組んできた都市の経験が生かされています。

特に下水道事業の根幹的な施設である下水処理場は、土木以外に建築、機械、電気、水質と、多岐にわたった専門技術を必要とします。下水処理場建設のために地方公共団体がこうした多くの専門職を抱えることは非効率となるため、市では下水道整備の進んだ地方公共団体から下水道技術者を集めた日本下水道事業団の協力を得ながら、設計・土木・建設業者、設備メーカーなどを横断的に指導・監督し、下水処理場を建設してきました。

市内の下水処理場は建設後も段階的に増設を行ってきていますが、全国で蓄積された知見に基づいた最新の技術を導入して、貴重な地下水や公共用水域の保全に寄与しています。

平成3年には国のモデル事業の採択を受け、低地家屋からの汚水を効果的に収集する真空式下水道システムを港地区に導入しました。このシステムは西条市と日本下水道事業団が日本で初めて導入したもので、その後、ほかの都市の下水道事業にも生かされています。

下水道についての疑問を下記までお寄せください

市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576  
日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271